

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した事について通知がありました。

平成二十六年五月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（航空レーザ測量）

二 測量の地域 奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市並びに生駒郡平群町、三郷町、斑鳩町及び安堵町並びに磯城郡川西町、三宅町及び田原本町並びに北葛城郡上牧町、王寺町、広陵町及び河合町の区域（大和川流域）

三 測量の終了年月日 平成二十六年一月三十一日